

平成30年度特別障害者手当等現況届について

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とし、現在、特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当を受給している方について、本年度も支給要件を満たしているかどうかの確認をさせていただきます。

● 現況届の主な内容

①現在の状況についての届出

- *病院等へ入院しているか、していないか。
- *施設へ入所しているか、していないか。
- *年金を受給しているか、していないか。

(※基礎年金のわかる書類も、ご持参ください。)

②同意書への記入と押印 マイナンバー（個人番号）持参

- *住民基本台帳、課税台帳等の閲覧や、年金事務所への照会等への同意をお願いします。

● 現況届に関する文書

該当する方へ、平成30年8月10日までに関係文書を送付しています。ご記入・押印のうえ、市役所障がい福祉課へ提出してください。

● 受付

8:30～12:00, 13:00～17:00（平日のみ）

● 締め切り

平成30年9月11日（火）

【お問い合わせ先】 石垣市 障がい福祉課 TEL: 0980-82-9947

9月10日は、世界自殺予防デーです。

2003年、世界保健機関（WHO）と国際自殺予防学会（IASP）で共同開催された世界自殺予防会議において「自殺に対する注意・関心を喚起し、自殺予防のための行動を促進するのが目的」として制定されました。

9月10日～16日は自殺予防週間です

～ひとりで悩まないで！～



～気づいてほしい～ 大切な人の様子・変化

- ①うつ病の症状に気をつけよう。（気分が沈む、自分を責める、眠れない、食欲がない、仕事の能率が落ちる、決断できない）
- ②原因不明の身体の不調が長引く。
- ③酒量が増す。
- ④安全や健康が保てない。
- ⑤仕事の負担が急に増える。大きな失敗をする。
- ⑥職場や家庭でのサポートが得られない。
- ⑦本人にとって価値のあるもの（職、地位、家族、財産など）を失う。
- ⑧重症の身体の病気にかかる。
- ⑨自殺を口にする。
- ⑩自殺未遂に及ぶ。

（出典：「職場における自殺の予防と対応」平成22年 厚生労働省・中央労働災害防止協会）

- 身近な人が変化に気づき、悩みを聞いて適切な機関につなげることで、防げる自殺（自死）もあります。
- 自殺（自死）を考えてしまう人は特別な人ではありません。

【お問合せ】 石垣市 障がい福祉課 TEL: 82-9947

介護保険負担割合証について

介護認定を受けている全ての方に、『介護保険負担割合証』が7月下旬に **郵送** されています。本人の住所または、介護長寿課にて送付先変更届を出されている方は、指定の住所への発送となります。負担割合証が届いていない、探せない方は再交付ができますので、介護長寿課までお越しください。

【再交付申請に必要なもの】

1. 本人の介護保険被保険者証
2. 本人のマイナンバーが確認できるもの
3. 申請に来る方の印かん
4. 申請に来る方の本人確認ができるもの（免許証など）

【お問合せ】 石垣市介護長寿課 給付認定係 ☎0980-87-6022

平成30年度石垣市社会福祉協議会会員募集のお知らせについて

平成30年度募集強化月間『平成30年8月21日～9月21日』

○石垣市社会福祉協議会とは？

石垣市社会福祉協議会（社協）では、地域での人と人のつながりを大切し、住み慣れた地域で安心して生活できる福祉のまちづくりを目指し、地域福祉の推進に努めている公共性の高い民間団体です。

○会員とは？

石垣市社会福祉協議会（社協）が行う福祉活動及び事業に賛同し、資金面から支えていただく地域福祉のサポーターです。ボランティア活動などへの参加が難しくても、社協会員になる事で、地域福祉に参加することができます。「社協の福祉事業は、会員皆様の会費で運営されています。」

【問合せ・詳細について】 石垣市社会福祉協議会 TEL: 0980-84-2211

